

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和8年7月 16 日

株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴 敬

所在地 岩手県盛岡市松尾町17番 10 号

1 工事概要

- (1) 工事名 株式会社アイシーエス一関事業所新社屋電気設備工事
- (2) 工事場所 岩手県一関市萩荘字下中田9番1号
- (3) 工事内容 電力設備一式、弱電設備一式、情報ネットワーク設備一式、セキュリティ設備一式
地上2階
構造体 RC 造
敷地面積 3,146.56 m² 建築面積 596.08 m²
延床面積 968.33 m²
- (4) 工期 令和8年9月 1 日～令和9年6月 30 日(外構工事に関わる電気設備工事は別途)

2 入札及び開札日時及び場所

- (1) 入札及び開札日時 令和8年8月 18 日(火) 午後1時
- (2) 場所 岩手県盛岡市松尾町17番地 10 号 株式会社アイシーエス 2階中会議室

3 競争参加資格

- (1) 岩手県の令和7、8年度県営電気設備工事競争入札参加資格の名簿の建築一式工事 A 級に登録されているもの。
- (2) 延床面積 1,000m²以上の情報サービス産業社屋、又は延床面積 1,000m²以上の公共建築業務を、2021 年4月以降に元請として1件以上受託し、かつ履行した実績を有する者であること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)並びに寒冷地での建築工事实績がある者とする。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)
- (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (5) 法第 27 条の 23 第2項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の有効期

間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。

- (6) 法第 28 条第3項又は第5項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、入札参加 申請書提出の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 条件付一般入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県からの県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第 281 号。以下「措置基準」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 受注を希望する工事に、競争参加資格確認書類の提出期限の日現在において申請者と3カ月以上継続して雇用関係にある者(法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。)を主任技術者又は監理技術者として専任(公告において専任を求めない場合を除く。)で配置できること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 1級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 電気工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - ウ 2021 年度以降に、上記(2)に掲げる工事の経験を有する者であること。
- (11) 役員等(個人である場合のその者、法人である場合の法第5条第3号に規定する役員等、及び 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第3条に規定する使用人をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団 員と密接な関係を有している者でないこと。
- (12) 経常建設共同企業体にあつては、「経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準」(平成 27 年3月 23 日付け岩手県総務第 232 号)による。
- (13) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

4 不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

- (1) 不正又は不誠実な行為があること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3) 岩手県の県営建設工事について施工成績が著しく不良であること。

- (4) 安全管理の状況が受注者として不適当であると認められること。
- (5) 労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められること。
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。

5 競争参加手続等

(1) 競争参加申請と事前確認

本工事は、競争参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象工事であるが、入札公告に示す期限までに競争入札参加申請書(様式1。以下「入札参加申請書」という。)及び資料(入札説明書8に掲げる資料)を提出して、登録資格及び主たる営業所所在地等の充足状況など基本的な競争参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。なお、競争参加申請書の補正については、競争参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補正が可能な場合のみ認めるものとする。

(2) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る設計書、図面、仕様書及び契約条項等(以下「設計図書等」という。)は、次の方法により閲覧できるものとする。

(ア) 設計書、図面、仕様書

設計書(金抜き)、特記仕様書等の閲覧は、ホームページ(<https://www.ics.co.jp/news/>)により行う。なお、ホームページの閲覧可能期間は、入札日の午前9時までとする。

(イ) 契約条項等

ホームページ(<https://www.ics.co.jp/news/>)に掲載する。

イ 設計図書等に対する質問及び回答

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、令和8年7月31日(金)午後5時までに8に示す担当部へ書面(様式任意、Faxによる提出可)により質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

(イ) 質問書に対する回答は令和8年8月3日(月)午後5時まで、入札公告に示す期間までにホームページ(<https://www.ics.co.jp/news/>)に掲載することとし、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。

(3) 入札説明書及び入札心得の交付期間、場所及び方法

(ア) 交付期間及び方法

令和8年7月17日(金)から令和8年7月23日(木)までに書面で交付する。

(イ) 交付場所

〒020—8544 岩手県盛岡市松尾町17番10号 電話 019—651—2626

(4) 競争入札参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年7月24日(金)から令和8年7月29日(水)までに 〒020—8544 岩手県盛岡市松

尾町17番 10 号 に持参すること。

なお、競争入札参加要件の確認結果は、令和 8 年 8 月 5 日(水)までに、申請者に対して条件付き一般競争入札参加資格要件確認結果通知書を送付するものとする。

(5) 入札書及び工事費内訳書(総括)の提出等

(ア) 入札書及び工事費内訳書(総括)(様式 5)の提出は、(6)に示すとおりとする。

(イ) 質問回答において、積算に関わる事項を示すことがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札書等の提出を行うこと。

(6) 入札方法

(ア) 入札書の入札方式は、紙入札方式により提出するものとする。

(イ) 入札の日時

2に示す日時及び場所で行うものとする。(ただし、郵便(書留郵便に限る)による入札書の受領期限は、令和8年8月 17 日 17 時 00 分)

(ウ) 提出期限を過ぎて到着した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

(エ) 一度提出した入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めない。

(オ) 入札執行回数は、3回とする。なお、1回目の入札に際しては、入札書に対応した工事費内訳書(総括)を入札書に添付して提出すること。

(カ) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(キ) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によるものであること。

(7) 開札

ア 開札は、2示す開札日時、場所において行うものとする。

イ 開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立会いも認めるものとする。

ウ 開札後、予定価格(非公開)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「落札候補者」という。)から3 番目の価格までの入札者を令和8年8月 20 日午後5時までにアイシーエスホームページに公表のうえ、落札候補者から順に資格審査を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を「落札候補者」から3 番目の価格までの入札者に文書で通知するものとする。

(8) 落札者の決定方法

ア 予定価格(非公開)の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて 入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを 引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせて決

定するものとする。

(9) 競争参加資格の確認等

ア 競争参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための競争参加資格の確認を行うため、落札候補者は、次に掲げる書類(以下「競争参加資格確認書類」という。)を提出しなければならない。なお、資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に競争参加資格の確認を受けた者を除いて、他の競争参加者の競争参加資格確認は行わない。

(ア) 競争参加資格確認調書(様式6)

(イ) 工事費内訳書(入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書)

(ウ) 建設業の許可通知書の写し

(エ) 配置技術者の資格、雇用関係及び施工経験等を確認できる書類

(オ) 競争参加資格で求める施工実績を確認できる書類

(カ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(キ) その他競争参加資格の確認のため必要と認める書類

イ 競争参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

8に示す入札担当部等へ持参により提出すること。

ウ 提出期限

競争参加資格確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日目の日((株)アイシーエスの就業規則に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午後5時までとする。

エ 競争参加資格確認調書の記載内容の補正等

(ア) 入札参加資格の確認に際し、落札候補者から競争参加資格確認調書に記載した施工実績又は配置予定技術者を変更したい旨の申し出があり、競争参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合(軽微な補正を除く。)は、1回に限り競争参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。ただし、工事費内訳書については、一度提出した後の差替え等は認めないものとする。

(イ) 競争参加資格確認調書の差替え等を認めた場合であっても、競争参加資格確認書類の提出期限の変更(延長)は行わないものとする。

オ 競争参加資格要件の確認に基づく落札の可否については、落札候補者から競争参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として3日以内(休日を除く。)に通知する。ただし、競争参加資格の確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

カ オの審査の結果、競争参加資格要件を満たさないと認めた落札候補者には、競争参加資格確認通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、岩手県県営建設工事入札契約苦情対応要領(平成15年7月30日付け 総務第497号)の規定に基づき、苦情を申し立てることができる。

キ 落札候補者が提出期限までにアに定める競争参加資格確認書類を提出しないとき、又は

落札候補者が競争参加資格の審査のために発注者の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(10) 工事費内訳書の提出

開札前又は開札後において、入札書に記載されている入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出された工事費内訳書は、返戻しない。

(11) 入札の無効等

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

ウ 契約締結後において、ア又はイにより入札が無効となることが明らかになった場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(12) 入札結果等の公表

ア 対象工事の入札結果は、落札決定の日の翌翌日までにホームページに掲載し閲覧に供することにより公表するものとする。

イ 入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(13) 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上の金額とする。

6 主任技術者又は監理技術者の配置

ア 主任技術者又は監理技術者は、競争参加資格確認書類の提出期限の日において、3の(10)に示す要件を満たし、本工事の契約工期の初日から契約工期の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日までの間、現場に配置することができる者でなければならない。

イ 主任技術者又は監理技術者は、本工事の現場施工に着手する日において、入札公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。

ウ 主任技術者又は監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも専任は要しない。

エ 主任技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。

7 その他

- ア 入札参加者は、入札説明書及び条件付一般競争入札心得を遵守しなければならない。
- イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていないことが判明した場合又は当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。この場合において、3(6)及び(8)中「落札決定の日まで」とあるのは「請負契約の締結まで」と読み替えるものとする。
- ウ 競争参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- エ 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- オ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- カ 手続における交渉の有無 無
- キ 契約書作成の要否 要
- ク 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、別途決定する。)
- ケ 現場説明会を行う。

8 担当部署

〒020-8544 岩手県盛岡市松尾町17番 10 号
株式会社 アイシーエス 管理本部 総務部
TEL 019-651-2626(代表)